

平成14年1月4日

国河海第1号

国港海第1号

各都道府県海岸担当部長 殿

国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長

国土交通省港湾局海岸・防災課長

#### 海岸保全施設の管理における巡視等の強化について

海岸保全施設を有する海岸における管理については、常日頃から巡視・点検等により万全を図って頂いているところであるが、今般兵庫県明石市の大蔵海岸において人工海浜の陥没による人身事故が発生したところであり、事故原因については今後早急に究明に向けて調査委員会が設置される予定である。

このような状況に鑑み、貴職が海岸事業を実施し管理している海岸について、一層の安全管理を推進するとの観点から、巡視や点検の強化等を早急を実施されたい。

なお、調査委員会における審議状況に応じて緊急点検調査の実施を含めて対応を別途お願いすることになるので、合わせて申し添える。

また、貴管内における市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者の長に対しても、この趣旨を周知されるようお願いする。